

(仮称) 印西市歴史文化施設基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年8月1日

印西市教育委員会教育長 大 木



印西市教育委員会告示第3号

(仮称) 印西市歴史文化施設基本計画策定委員会設置要綱
(設置)

第1条 (仮称) 印西市歴史文化施設基本計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、市民、学識経験者等の意見を反映させるため、(仮称) 印西市歴史文化施設基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、次に掲げる事項について意見交換を行い、その結果を印西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 施設の基本方針・基本理念に関すること。
- (2) 施設に整備する機能及び方向性に関すること。
- (3) 施設計画(土地利用計画を含む。)に関すること。
- (4) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体から推薦された者
- (3) 公募により選出された市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 4 委員会において議決すべき案件があるときは、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年8月15日から施行し、計画の策定が完了した日にその効力を失う。
- 2 この告示の施行後、最初の委員会の招集は第6条第1項の規定に関わらず、教育委員会が行う。